



発行 新潟県

第31号

平成30年4月20日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 464 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 465 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 466 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 467 種苗生産事業者の登録（治山課）
- 468 保安林の指定解除予定（治山課）
- 469 保安林の指定予定（治山課）
- 470 土地改良区役員の就任届（農地計画課）
- 471 土地改良区連合役員の就任届（農地計画課）
- 472 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 473 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 474 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 475 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 476 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 477 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 478 土地改良区連合の所属土地改良区数増減認可（農地計画課）
- 479 土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 480 土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 481 土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 482 土地改良事業計画の変更認可（農地計画課）
- 483 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 484 道路の区域変更（道路管理課）
- 485 道路の供用開始（道路管理課）
- 486 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 487 二級建築士の免許取消し（建築住宅課）

公 告

- 狩猟免許更新講習会の実施（環境企画課）
- 狩猟免許試験の実施（環境企画課）
- 一般競争入札の実施（水産課）
- 一般競争入札の実施（出納局会計検査課）
- 特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）

監査委員公表

- 監査結果公表（監査委員事務局）

告 示

◎新潟県告示第464号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成30年 4 月20日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高 井 盛 雄

- 1 名 称 魚沼市立小出病院
- 2 所 在 地 魚沼市日渡新田34番地
- 3 有効期間 平成30年 6 月 1 日から
平成33年 5 月31日まで

◎新潟県告示第465号

計量法（平成 4 年法律第51号）第19条第 1 項の規定により、胎内市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成30年 4 月20日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高 井 盛 雄

- 1 検査の対象となる特定計量器
計量法施行令（平成 5 年政令第329号）第10条第 1 項第 1 号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
5 月21日（月）	午前10時から正午まで	胎内市役所裏車庫棟	胎内市全域
5 月22日（火）	午後 1 時から 3 時30分まで	胎内市役所黒川庁舎車庫棟	
5 月23日（水）			
5 月24日から平成31年 3 月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月31日、平成31年 1 月 2 日、1 月 3 日を除く。	午前 9 時30分から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
	午後 1 時から 3 時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第70号）第39条第 1 項に規定する特定計量器

- 3 実施機関
新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第466号

計量法（平成 4 年法律第51号）第19条第 1 項の規定により、聖籠町の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成30年 4 月20日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高 井 盛 雄

- 1 検査の対象となる特定計量器
計量法施行令（平成 5 年政令第329号）第10条第 1 項第 1 号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
5 月24日（木）	午前10時から正午まで	聖籠町倉庫	聖籠町全域
5 月25日（金）	午後 1 時から 3 時30分まで		
5 月28日から平成31年 3 月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月31日、平成31年 1 月 2 日、1 月 3 日を除く。	午前 9 時30分から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
	午後 1 時から 3 時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第70号）第39条第 1 項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第467号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、種苗生産事業者を次のとおり登録した。

平成30年4月20日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

登録番号	生産事業者		生産事業内容				事業所		登録年月日
			種徳		苗木				
	住所又は所在地	氏名又は名称	採取	精選	幼苗の育成	幼苗以外の苗木の育成	名称	所在地	
617	妙高市大字二俣801番地2	伊藤 雅文			○	○		妙高市大字二俣	平成30年4月9日

◎新潟県告示第468号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成30年4月20日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県十日町市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第469号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成30年4月20日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県佐渡市小田46の1、47の2、893、894
 - 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第470号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、阿賀野市の笹岡土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成30年 4 月20日

新潟県新発田地域振興局長

1 就 任

理事 阿賀野市上坂町187番地 菅井 克代
 就任年月日 平成30年 4 月 2 日

◎新潟県告示第471号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、阿賀野市の阿賀用水右岸土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成30年 4 月20日

新潟県新発田地域振興局長

1 就 任

理事 新潟市北区嘉山1丁目5番10号 加藤 豊
 " 阿賀野市須走447番地 佐久間 政栄
 監事 新潟市北区笹山2560番地 仲川 信吉
 就任年月日 平成30年 3 月23日

◎新潟県告示第472号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、東蒲原郡阿賀町の阿賀町津川土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨の届出があった。

平成30年 4 月20日

新潟県新潟地域振興局長

1 就 任

理事 東蒲原郡阿賀町九島928番地 斎藤 順一
 (理事長)
 " " 平堀2059番地 杉崎 周一
 " " 平堀1165番地 杉崎 雄太
 " " 平堀1757番地 杉崎 廣文
 " " 津川366番地 長谷川 利雄
 " " 平堀1953番地 杉崎 正治
 " " 九島1343番地4 後藤 和夫
 " " 天満766番地 渡部 秀春
 監事 " 広沢87番地 江川 一男
 " " 津川3756番地 薄 友一
 " " 平堀1195番地2 杉崎 健一

就任年月日 平成30年 4 月 4 日

2 退 任

理事 東蒲原郡阿賀町九島3328番地 後藤 芳江
 (理事長)
 " " 平堀1757番地 杉崎 廣文
 " " 津川366番地 長谷川 利雄
 " " 平堀1953番地 杉崎 正治
 " " 九島928番地 斎藤 順一
 " " 九島1343番地4 後藤 和夫
 " " 平堀2059番地 杉崎 周一
 " " 平堀1165番地 杉崎 雄太
 監事 " 津川486番地1 宮川 喜一
 " " 広沢87番地 江川 一男
 " " 平堀1195番地2 杉崎 健一

退任年月日 平成30年 4 月 3 日

◎新潟県告示第473号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、阿賀野市の笹岡土地改良区の定款の変更を平成30年4月10日認可した。

平成30年4月20日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第474号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、長岡市の中之島土地改良区の定款の変更を平成30年4月9日認可した。

平成30年4月20日

新潟県三条地域振興局長

◎新潟県告示第475号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南魚沼市の五城土地改良区の定款の変更を平成30年4月11日認可した。

平成30年4月20日

新潟県南魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第476号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、柏崎市の柏崎土地改良区の定款の変更を平成30年4月12日認可した。

平成30年4月20日

新潟県柏崎地域振興局長

◎新潟県告示第477号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、糸魚川市の糸魚川市土地改良区の定款変更を平成30年4月9日認可した。

平成30年4月20日

新潟県糸魚川地域振興局長

◎新潟県告示第478号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第81条の規定により、阿賀野市の阿賀用水右岸土地改良区連合の所属土地改良区の数増減を平成30年4月10日認可した。

平成30年4月20日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第479号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、刈羽村の一部を受益地域とする県営刈羽長池地区農用地保全施設整備（ため池等整備「一般型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月20日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成30年4月23日から平成30年5月23日まで
- 3 縦覧に供する場所
刈羽村役場
- 4 その他
(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内

(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第480号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営本条地区区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月20日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成30年4月23日から平成30年5月23日まで

3 縦覧に供する場所

柏崎市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第481号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、佐渡市の一部を受益地域とする県営開田六区地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月20日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成30年4月23日から平成30年5月23日まで
- 3 縦覧に供する場所
佐渡市役所
- 4 その他
 - (1) 審査請求について
この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。
 - (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて
ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。
イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。
なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第482号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、十日町市の一部を受益地域とする県営魚沼川西地区農業用排水施設整備・農用地改良保全(経営体育成基盤整備「農業生産法人等育成型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月20日

新潟県十日町地域振興局長

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成30年4月23日から平成30年5月23日まで
- 3 縦覧に供する場所
十日町市役所
- 4 その他
 - (1) 審査請求について
この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。
 - (2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて
ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。
イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。
なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決

があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第483号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成30年4月20日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
中之島中部	県営ほ場整備事業（担い手育成基盤整備）	長岡市	平成30年3月27日

◎新潟県告示第484号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年4月20日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高尾田島線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市牧区岩神字蕨岡2635番1から	新	10.2～29.0メートル	127.9メートル
同市牧区岩神字小沢4039番3まで	旧	10.2～23.0メートル	127.9メートル

◎新潟県告示第485号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年4月20日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

- 1 路線名 県道 高尾田島線
- 2 供用開始の区間
上越市牧区岩神字蕨岡2635番1から同市牧区岩神字小沢4039番3まで
- 3 供用開始の期日 平成30年4月20日

◎新潟県告示第486号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成25年2月26日新潟県告示第255号）の指定を解除する。

平成30年4月20日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

- 1 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
関ノ沢川地区	魚沼市明神	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第487号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

平成30年4月20日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	登録番号	免許の取消しの理由
平成30年1月12日	赤川 聖子	第18878号	申請
平成30年3月9日	高橋 正直	第3623号	死亡

公 告

狩猟免許更新に伴う適性試験及び講習の実施について（公告）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項に規定する適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成30年4月20日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

1 適性試験及び講習の日時、会場

月 日	受付時間	開始時間	会場及び所在地	対象地域	申請期間
6月7日(木)	午後1時	午後1時30分	荒川地区公民館 (村上市羽ヶ榎104-25)	村上市(旧荒川町、旧神林村)、関川村	5月1日(火) ～5月23日(水)
			長岡市中央公民館 (長岡市幸町2-1-1)	長岡市(旧中之島町、旧三島郡、旧小国町、旧栃尾市、旧川口町以外)	
			ハートピア中郷 (上越市中郷区二本木1763)	上越市中郷区、板倉区、妙高市	
			巻地区公民館 (新潟市西蒲区巻甲635)	新潟市西蒲区	
6月12日(火)	午後1時	午後1時30分	南魚沼市ふれ愛支援センター (南魚沼市坂戸399-1)	南魚沼市、湯沢町	5月7日(月) ～5月28日(月)
			新潟県庁 (新潟市中央区新光町4-1)	新潟市北区	

6月20日(水)	午後1時	午後1時30分	長岡地域振興局 (長岡市沖田2-173-2)	長岡市(旧三島郡、旧川口町)、小千谷市、出雲崎町	5月11日(金) ~6月5日(火)
			小出郷福祉センター (魚沼市井口新田267)	魚沼市	
			大潟コミュニティプラザ (上越市大潟区土底浜1081)	上越市柿崎区、吉川区、大潟区、頸城区、上越市直江津地区	
6月23日(土)	午後1時	午後1時30分	新発田市生涯学習センター (新発田市中央町5-8-47)	新発田市、聖籠町	5月15日(火) ~6月8日(金)
6月24日(日)	午後1時	午後1時30分	燕市吉田公民館 (燕市吉田大保町22-1)	燕市、弥彦村	
6月28日(木)	午後1時	午後1時30分	村上市民ふれあいセンター (村上市岩船3270)	村上市(旧村上市、旧朝日村、旧山北町)	5月21日(月) ~6月13日(水)
			十日町地域地場産業振興センター (十日町市本町6の1-71-26)	十日町市、津南町	
			柏崎エネルギーホール (柏崎市駅前2-2-30)	柏崎市、刈羽村	
			アミューズメント佐渡 (佐渡市中原234-1)	佐渡市	
7月6日(金)	午後1時	午後1時30分	阿賀町公民館 (東蒲原郡阿賀町鹿瀬8985-1)	阿賀町	5月28日(月) ~6月21日(木)
			加茂市役所 (加茂市幸町2-3-5)	加茂市、田上町	
			糸魚川地域振興局 (糸魚川市南押上1-15-1)	糸魚川市	
			白根カルチャーセンター (新潟市南区上下諏訪木1775-1)	新潟市南区	
7月25日(水)	午後1時	午後1時30分	胎内市産業文化会館 (胎内市新和町2-5)	胎内市	5月31日(火) ~7月10日(火)

			長岡地域振興局 (長岡市沖田2-173-2)	長岡市(旧中之島町、旧小国町、旧栃尾市)、見附市-2)	
7月29日(日)	午後1時	午後1時30分	ワークパル上越 (上越市下門前477)	上越市直江津地区、上越市高田地区、上越市三和区、清里区	6月19日(火) ~7月13日(金)
			新潟県庁 (新潟市中央区新光町4-1)	新潟市西区	
8月7日(火)	午後1時	午後1時30分	五泉市福祉会館 (五泉市太田1092-1)	五泉市	6月28日(木) ~7月23日(月)
			三条市中央公民館 (三条市元町13-1)	三条市	
			安塚コミュニティプラザ (上越市安塚区安塚777)	上越市浦川原区、大島区、安塚区、牧区	
			新津健康センター (新潟市秋葉区程島1979-4)	新潟市秋葉区	
8月26日(日)	午後1時	午後1時30分	阿賀野市水原保健センター (阿賀野市岡山町10-15)	阿賀野市	7月17日(火) ~8月10日(金)
			長岡市中央公民館 (長岡市幸町2-1-1)	長岡市、小千谷市、見附市、出雲崎町	
			新潟県庁 (新潟市中央区新光町4-1)	新潟市東区、中央区、江南区	
9月11日(火)	午後1時	午後1時30分	長岡市中央公民館 (長岡市幸町2-1-1)	全県	8月2日(木) ~8月27日(月)

2 受講対象者

平成27年度に狩猟免許を受けた者

3 受講申込みの手続

(1) 提出書類

狩猟免許更新申請書に必要事項を記入し、所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真をはり付け、所定の狩猟免許更新手数料(新潟県収入証紙2,900円)を添えて提出すること。

(2) 添付書類

ア 猟銃・空気銃所持許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を受けている者は当該許可に係る許可証の写し

イ 医師の診断書(アの許可を受けていない者)

アの銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を受けていない者は医師の診断書(①統合失調症、②そううつ病(そう病及びびうつ病を含む。)、③てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。))及び④自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又

は著しく低下させる症状を呈する病気並びに⑤麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒に関するもの)。

診断書は、受験日と同一年度に発行されたものを有効とする。なお、一度診断書を提出した者が同一年度内に再受験する場合は、申し出により診断書提出を省略できるものとする。

(3) 書類の提出先及び受付期間

1 の受講者の住所地を管轄する地域振興局健康福祉（環境）部で受講しようとする者は、管轄する地域振興局健康福祉（環境）部に、県庁で受講しようとする者は、新潟県県民生活・環境部環境企画課に、講習日の40日前から15日前までに提出すること。

4 受講者への通知等

狩猟免許更新申請書を受理した後、受講者へ適性試験、講習の日時及び会場を明示した受講票を送付する。

5 適性試験、講習の内容及び順序等

狩猟に関する適性試験を行った後、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の判別並びに猟具の取り扱いについて所定時間の講習を行う。

6 適性試験及び講習会場の指定

適性試験及び講習会場は、受講者の住所地ごとに1の適性試験及び講習の日時、会場のとおり指定されているので、受講票に明示された会場で受講すること。指定された日時及び会場で受講できない場合は、指定された日の3日前までに狩猟免許更新申請書を提出した地域振興局健康福祉（環境）部、又は新潟県県民生活・環境部環境企画課に申し出ること。

7 適性試験の合格者

適性試験に合格した者に狩猟免許を交付する。狩猟免許の交付を受けた者は、狩猟免許の交付を受けた地域振興局健康福祉（環境）部、又は新潟県県民生活・環境部環境企画課に旧狩猟免許を返納すること。

8 適性試験及び講習についての問い合わせ

地域振興局健康福祉（環境）部、又は新潟県県民生活・環境部環境企画課（025(280)5152）に問い合わせること。

狩猟免許試験の実施について（公告）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成30年 4 月20日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高 井 盛 雄

1 試験の日時及び場所

試 験			試験会場 (所在地)	対象地域	申請期間
月 日	受付時間	開始時間			
7月16日 (月・祝)	午前9時	午前9時30分	新発田市カルチャーセンター (新発田市本町4丁目16-83)	村上市、関川村、粟島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町	6月4日(月) ～6月25日(月)
			長岡市中央公民館 (長岡市幸町2-1-1)	長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、柏崎市、刈羽村	
			上越地域振興局健康福祉環境部 (上越市春日山町3-8-34)	上越市、妙高市、糸魚川市	
			新潟テルサ (新潟市中央区鐘木185-18)	新潟市、五泉市、阿賀町、佐渡市、燕市、三条市、加茂市、田上町、弥彦村	

9月22日 (土)	午前9時	午前9時30分	サン・ワークしばた (新発田市五十公野4475-3)	村上市、関川村、粟島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、新潟市、五泉市、阿賀町、佐渡市	8月6日(月) ～8月27日(月)
			長岡市中央公民館 (長岡市幸町2-1-1)	燕市、三条市、加茂市、田上町、弥彦村、長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、柏崎市、刈羽村	
			上越地域振興局健康福祉環境部 (上越市春日山町3-8-34)	上越市、妙高市、糸魚川市	
11月21日 (水)	午前9時	午前9時30分	長岡市中央公民館 (長岡市幸町2-1-1)	燕市、三条市、加茂市、田上町、弥彦村、長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、柏崎市、刈羽村、上越市、妙高市、糸魚川市	10月10日(水) ～10月31日(水)
			新潟県自治会館 (新潟市中央区新光町4-1)	村上市、関川村、粟島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、新潟市、五泉市、阿賀町、佐渡市	

2 受験資格

新潟県内に住所を有する試験当日20歳以上(網猟免許又はわな猟免許を受験する場合は18歳以上)の者

3 受験申込みの手続

(1) 提出書類

狩猟免許申請書に必要事項を記入し、所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真をはり付け、所定の狩猟免許手数料(新潟県収入証紙5,200円(現に受けている狩猟免許と異なる狩猟免許を受けようとする場合にあっては、3,900円))を添えて提出すること。

(2) 添付書類

ア 猟銃・空気銃所持許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を受けている者は当該許可に係る許可証の写し

イ 医師の診断書(アの許可を受けていない者)

アの銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を受けていない者は医師の診断書(①統合失調症、②そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)、③てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。))及び④自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気並びに⑤麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒に関するもの)。

診断書は、受験日と同一年度に発行されたものを有効とする。なお、一度診断書を提出した者が同一年度内に再受験する場合は、申し出により診断書提出を省略できるものとする。

ウ 住民票

受験日と同一年度に発行されたものを有効とする。なお、一度住民票を提出した者が同一年度内に再度受験する場合は、前回受験時から住所の変更がない場合に限り、申し出により住民票提出を省略できるものとする。

(3) 書類の提出先及び受付期間

受験者の住所地を管轄する地域振興局健康福祉(環境)部(新潟市に住所を有する者は新潟県県民生活・環境部環境企画課)に、第1回(平成30年7月16日実施)を受験しようとする者には平成30年6月4日から6月25日までの間に、第2回(平成30年9月22日実施)を受験しようとする者には平成30年8月6日から8月27日までの間に、第3回(平成30年11月21日実施)を受験しようとする者には平成30

年10月10日から10月31日までの間に提出すること。

4 受験者への通知等

狩猟免許申請書を受理した後、受験者へ免許試験の日時及び会場を明示した受験票を送付する。

5 狩猟免許試験の内容、順序等

狩猟に関する適性、技能及び知識について行うが、これらの試験を行う順序は適性試験、知識試験、技能試験とし、適性試験又は知識試験のいずれかに合格しなかった者は、技能試験を受けることができない。

6 試験会場の指定

試験会場は、受験者の住所地ごとに、1の試験の日時及び場所のとおり対象地域が定められているので、受験票に明示された会場を受験すること。指定会場以外を受験を希望する場合は、申請の際に、申し出るものとする。指定された日時及び会場を受験できない場合は、指定された日の3日前までに狩猟免許申請書を提出した地域振興局健康福祉（環境）部、又は新潟県県民生活・環境部環境企画課に申し出ること。

7 狩猟免許試験の合格者

狩猟免許試験に合格した者に対し、狩猟免許状を交付する。

8 狩猟免許試験についての問い合わせ

新潟県県民生活・環境部環境企画課（電話025(280)5152）、又は地域振興局健康福祉（環境）部に問い合わせること。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県漁業調査船「越路丸」代船建造工事一式について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

平成30年4月20日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県漁業調査船「越路丸」代船建造工事一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成32年2月28日（金）

(4) 納入場所

新潟県知事が指定する場所

2 入札説明書及び仕様書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間

平成30年4月20日（金）から平成30年5月7日（月）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

新潟県農林水産部水産課指導普及係（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

(3) 問合せ等

入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

平成30年5月31日（木）午後1時30分

(2) 場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁入札室（行政庁舎16階）

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の各号の規定のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 入札実施日において、新潟県知事から指名停止措置を受けた(指名停止期間の一部が属する場合を含む。)者でないこと。
 - (3) 過去10年間に、当該工事により建造される船舶と同規模以上の実習及び調査・観測を目的とした鋼製船舶を建造した実績を有する者であること。
 - (4) 当該工事を施工するための必要な船台等を現に有していること。
 - (5) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に参加する資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
 - (6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 5 本件入札に係る参加資格の確認
- 本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。
- この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。
- (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出
 - ア 受付期間
平成30年4月20日(金)から平成30年5月11日(金)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)
 - イ 提出場所
新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県農林水産部水産課指導普及係
 - ウ 提出方法
本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参もしくは郵送(書留郵便に限る)とする。
 - エ 提出書類及び部数
入札説明書による。
 - (2) 参加資格の確認等
本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面により通知する。
なお、資格の有効期間は資格を付与された日から平成31年3月31日までの間とする。
- 6 入札手続等
- (1) 入札の方法
次のいずれかの方法によること。
 - ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。
 - イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。
 - (2) 入札書の名義人
本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。
 - (3) 入札書の記載
 - ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (4) 落札者の決定
入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行っ

た者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

入札書に記載した金額に消費税及び地方消費税を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、財務規則第42条に規定する担保の提供をもって代えることができ、第43条第1号に該当する場合は免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、財務規則第42条の2に規定する担保の提供によって代えることができ、第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

イ 契約の停止等

本件調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

ウ この公告に係る契約は「新潟県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（昭和39年3月31日新潟県条例第5号）により、議会の議決を得たときをもって成立する。

エ その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be manufactured:

Niigata prefecture fisheries research vessel (1 vessel)

(2) Time and place of bidding

13:30 p.m. May 31, 2018

Niigata Prefectural Office Building Bidding Room

(3) For more information, please contact:

Fisheries Division

Department of Agriculture, Forestry, and Fisheries

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

TEL: 025-280-5314

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、警察官用冬服類及び合服類の製造請負について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令（平成7年

政令第372号)の適用を受けるものである。

平成30年4月20日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

ア	男性警察官用冬服上衣	444着
	" 冬服ズボン	643本
	" 冬活動服	494着
イ	女性警察官用冬服上衣	91着
	" 冬活動服	87着
	" 冬服ベスト	41着
	" 冬服スカート	32枚
	" 冬服ズボン	105本
ウ	男性警察官用合服上衣	550着
	" 合服ズボン	660本
	" 合活動服	552着
エ	女性警察官用合服上衣	93着
	" 合活動服	90着
	" 合服ベスト	88着
	" 合服スカート	47枚
	" 合服ズボン	170本
	" 制服用ワイシャツ	400着

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

上記(1)ア及びイ 平成30年9月12日(水)及び平成30年11月16日(金)

上記(1)ウ及びエ 平成30年9月26日(水)及び平成31年3月15日(金)

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、上記(1)ア～エの件名ごとに、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、上記(1)ア～エの件名ごとに、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。
- (4) 本調達物品及び数量を納入期限までに確実に納入し得ると認められた者であること。
- (5) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にとっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

平成30年6月21日(木) 午後5時

(5) 開札の日時及び場所

平成30年6月22日(金) 午後1時30分

新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望するものは、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を平成30年5月10日(木)午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

(5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成30年5月22日(火)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(10) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年6月新潟県告示第1221号)に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

1. ① Winter jackets for male police officers - 444
- ② Winter trousers for male police officers - 643
- ③ Winter workwear for male police officers - 494
2. ① Winter jackets for female police officers -91
- ② Winter workwear for female police officers - 87
- ③ Winter vests for female police officers - 41
- ④ Winter skirts for female police officers - 32

- ⑤ Winter trousers for female police officers - 105
 - 3. ① Spring/autumn jackets for male police officers - 550
 - ② Spring/autumn trousers for male police officers - 660
 - ③ Spring/autumn workwear for male police officers - 552
 - 4. ① Spring/autumn jackets for female police officers - 93
 - ② Spring/autumn workwear for female police officers - 90
 - ③ Spring/autumn vests for female police officers - 88
 - ④ Spring/autumn skirts for female police officers - 47
 - ⑤ Spring/autumn trousers for female police officers - 170
 - ⑥ Uniform shirts for female police officers - 400
- (2) Deadline for bid participant applications:
5 : 00P.M. May 22 , 2018
- (3) Date of bid opening:
1 : 30P.M. June 22, 2018
- (4) For more information, please contact the following division in Japanese:
Audit Division
Bureau of the Treasury
Niigata Prefectural Government
4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture, Japan 950-8570
TEL: 025-280-5490
E-mail : ngt190030@pref.niigata.lg.jp

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年4月20日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

- 1 調達件名及び数量
ジェット燃料油（品目及び契約期間中の使用見込数量は次のとおり）
① ローリー 245,036リットル ② ドラム 4,200リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県警察本部警務部会計課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
随意契約
- 5 契約日
平成30年4月1日
- 6 契約者の氏名及び住所
新潟米油販売株式会社
新潟県新潟市中央区上大川前通12番町2708番地1
- 7 契約価格
単価契約（1リットル単価） ①146.87円 ②181.44円
- 8 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。

監査委員公表

監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成30年4月20日

新潟県監査委員	栗山和廣
新潟県監査委員	石井修
新潟県監査委員	横尾幸秀
新潟県監査委員	高橋猛

普通会計
(総務管理部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
自治研修所	平成30年 1 月31日	平成28年度	平成28年11月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成29年10月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項

(防災局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
消防学校	平成30年 1 月31日	平成28年度	平成28年11月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成29年10月31日まで	同 上
放射線監視センター	平成30年 1 月31日	平成28年度	平成28年12月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成29年11月30日まで	適正と認めた。

(福祉保健部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
保健環境科学研究所	平成30年 3 月 8 日	平成28年度	平成29年 2 月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成29年12月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
新発田食肉衛生検査センター	平成30年 1 月17日	平成28年度	平成28年11月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成29年10月31日まで	同 上
長岡食肉衛生検査センター	平成30年 1 月29日	平成28年度	平成28年11月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成29年10月31日まで	同 上
精神保健福祉センター	平成30年 1 月24日	平成28年度	平成28年12月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成29年11月30日まで	同 上
コロニーにいがた白岩の里	平成30年 3 月15日	平成28年度	平成29年 1 月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成30年 1 月31日まで	(指摘事項) コロニーにいがた白岩の里使用料収入について、平成30年 1 月31日現在、過年度調定分188件 4,542,674円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。 (注意事項) 物品の管理に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項

はまぐみ小児療育センター	平成30年 3 月15日	平成28年度	平成29年 1 月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成30年 1 月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
若草寮	平成30年 2 月14日	平成28年度	平成28年12月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成29年11月30日まで	適正と認めた。
新潟学園	平成30年 1 月26日	平成28年度	平成28年11月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成29年10月31日まで	適正と認めた。

(産業労働観光部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
計量検定所	平成30年 3 月14日	平成28年度	平成29年 2 月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成30年 1 月31日まで	同 上
大阪事務所	平成30年 3 月 1 日	平成28年度	平成29年 2 月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成29年12月31日まで	同 上
工業技術総合研究所県央 技術支援センター	平成30年 2 月20日	平成28年度	平成28年12月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成29年11月30日まで	同 上
工業技術総合研究所中越 技術支援センター	平成30年 2 月20日	平成28年度	平成29年 1 月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成29年12月31日まで	同 上
工業技術総合研究所上越 技術支援センター	平成30年 1 月18日	平成28年度	平成28年12月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成29年10月31日まで	同 上
工業技術総合研究所素材 応用技術支援センター	平成30年 3 月 8 日	平成28年度	平成29年 1 月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成29年12月31日まで	同 上
新潟テクノスクール	平成30年 2 月20日	平成28年度	平成28年12月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成29年11月30日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
上越テクノスクール	平成30年 2 月 2 日	平成28年度	平成28年12月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成29年11月30日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項

三条テクノスクール	平成30年 3 月 2 日	平成28年度	平成29年 1 月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成29年12月31日まで	(注意事項) 業務管理に関する事項
魚沼テクノスクール	平成30年 2 月22日	平成28年度	平成28年12月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成29年11月30日まで	同 上

(農林水産部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業総合研究所	平成30年 3 月 6 日	平成28年度	平成28年12月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成29年11月30日まで	同 上
農業総合研究所作物研究センター	平成30年 3 月 6 日	平成28年度	平成28年12月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成29年11月30日まで	同 上
農業総合研究所園芸研究センター	平成30年 2 月14日	平成28年度	平成28年12月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成29年11月30日まで	同 上
農業総合研究所畜産研究センター	平成30年 3 月 8 日	平成28年度	平成28年12月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成29年11月30日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項
農業総合研究所食品研究センター	平成30年 3 月12日	平成28年度	平成29年 1 月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成29年12月31日まで	同 上
農業総合研究所高冷地農業技術センター	平成30年 3 月12日	平成28年度	平成29年 3 月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成30年 1 月31日まで	同 上
農業総合研究所佐渡農業技術センター	平成30年 3 月12日	平成28年度	平成29年 1 月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成29年12月31日まで	同 上
病害虫防除所	平成30年 3 月 6 日	平成28年度	平成28年12月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成29年11月30日まで	同 上
農業大学校	平成30年 3 月 8 日	平成28年度	平成29年 2 月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成29年12月31日まで	同 上

妙法育成牧場	平成30年 3 月14日	平成28年度	平成29年 3 月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成30年 1 月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
中央家畜保健衛生所	平成30年 3 月 8 日	平成28年度	平成28年12月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成29年11月30日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
中央家畜保健衛生所佐渡支所	平成30年 2 月15日	平成28年度	平成29年 1 月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成29年11月30日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
下越家畜保健衛生所	平成30年 3 月 8 日	平成28年度	平成28年12月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成29年11月30日まで	同 上
水産海洋研究所	平成30年 3 月 5 日	平成28年度	平成29年 1 月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成29年12月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 交通事故に関する事項
内水面水産試験場	平成30年 2 月15日	平成28年度	平成29年 1 月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成29年12月31日まで	同 上

(村上地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成30年 2 月28日	平成28年度	平成28年12月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成29年11月30日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項

(新発田地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成30年 3 月 2 日	平成28年度	平成29年 1 月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成29年12月31日まで	(注意事項) 県管理施設の維持管理に関する事項

(新潟地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉部	平成30年3月1日	平成28年度	平成29年1月1日から平成29年3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年4月1日から平成29年12月31日まで	同上

(三条地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
県税部	平成30年3月14日	平成28年度	平成29年2月1日から平成29年3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年4月1日から平成30年1月31日まで	同上
健康福祉環境部	平成30年3月1日	平成28年度	平成28年12月1日から平成29年3月31日まで	(注意事項) 負担金の交付に関する事項
		平成29年度	平成29年4月1日から平成29年11月30日まで	(指摘事項) 1 生活保護費徴収金収入(生活保護法第78条)について、平成29年11月30日現在、過年度調定分113件10,470,540円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。 2 生活保護費返還金収入(生活保護法第63条)について、平成29年11月30日現在、過年度調定分7件2,153,564円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。 (注意事項) 歳入の収納に関する事項 交通事故に関する事項

(魚沼地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成30年2月26日	平成28年度	平成29年2月1日から平成29年3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年4月1日から平成29年12月31日まで	同上
健康福祉部	平成30年2月26日	平成28年度	平成29年1月1日から平成29年3月31日まで	同上
		平成29年度	平成29年4月1日から平成29年12月31日まで	同上

(南魚沼地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
県税部	平成30年2月21日	平成28年度	平成29年1月1日から平成29年3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年4月1日から平成29年12月31日まで	同上

健康福祉環境部	平成30年 2 月15日	平成28年度	平成28年12月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項 補助金の交付に関する事項
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成29年11月30日まで	(指摘事項) 児童家庭費負担金収入について、平成29年11月30日現在、過年度調定分373件3,066,240円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。 (注意事項) 歳入の収納に関する事項 交通事故に関する事項

(十日町地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉部	平成30年 1 月30日	平成28年度	平成28年12月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 適正と認めた。
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成29年11月30日まで	

(柏崎地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉部	平成30年 2 月23日	平成28年度	平成28年12月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	適正と認めた。 同 上
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成29年11月30日まで	

(糸魚川地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成30年 2 月27日	平成28年度	平成28年12月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	適正と認めた。 同 上
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成29年11月30日まで	

(佐渡地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成30年 3 月14日	平成28年度	平成29年 1 月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 (注意事項) 収入事務手続に関する事項 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成29年12月31日まで	
県税部	平成30年 3 月14日	平成28年度	平成29年 1 月 1 日から 平成29年 3 月31日まで	適正と認めた。 同 上
		平成29年度	平成29年 4 月 1 日から 平成29年12月31日まで	

(教育庁)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
上越教育事務所	平成30年3月13日	平成28年度	平成29年1月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年12月31日まで	同 上
中越教育事務所	平成30年2月8日	平成28年度	平成28年12月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年11月30日まで	同 上
下越教育事務所	平成30年2月1日	平成28年度	平成28年12月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年11月30日まで	同 上
教育センター	平成30年2月1日	平成28年度	平成28年12月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年11月30日まで	同 上
県立図書館	平成30年2月14日	平成28年度	平成28年12月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年11月30日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
生涯学習推進センター	平成30年2月14日	平成28年度	平成28年12月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年11月30日まで	同 上
青少年研修センター	平成30年2月21日	平成28年度	平成29年1月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年12月31日まで	同 上
少年自然の家	平成30年2月21日	平成28年度	平成29年1月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年12月31日まで	同 上
近代美術館	平成30年2月21日	平成28年度	平成28年12月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年11月30日まで	(指摘事項) 貸付中の美術品について、物品貸付簿を作成し ておらず、また照合確認5件が未了だった。 物品会計規則に基づいた事務手続を行われた い。
近代美術館 万代島美術 館	平成30年2月2日	平成28年度	平成28年12月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年11月30日まで	同 上
文書館	平成30年2月14日	平成28年度	平成28年12月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年11月30日まで	同 上

阿賀黎明中学校	平成30年 2月 6日	平成28年度	平成28年11月 1日から 平成29年 3月31日まで	(注意事項) 業務管理に関する事項
		平成29年度	平成29年 4月 1日から 平成29年10月31日まで	適正と認めた。
新潟高等学校	平成30年 2月 6日	平成28年度	平成28年12月 1日から 平成29年 3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年 4月 1日から 平成29年11月30日まで	同 上
新潟中央高等学校	平成30年 3月12日	平成28年度	平成29年 1月 1日から 平成29年 3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年 4月 1日から 平成29年11月30日まで	同 上
新潟江南高等学校	平成30年 2月13日	平成28年度	平成28年12月 1日から 平成29年 3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年 4月 1日から 平成29年11月30日まで	同 上
新潟西高等学校	平成30年 3月 7日	平成28年度	平成28年12月 1日から 平成29年 3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年 4月 1日から 平成29年11月30日まで	同 上
新潟北高等学校	平成30年 1月15日	平成28年度	平成28年11月 1日から 平成29年 3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
		平成29年度	平成29年 4月 1日から 平成29年10月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 学校徴収金に関する事項
新潟工業高等学校	平成30年 3月 1日	平成28年度	平成28年12月 1日から 平成29年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年 4月 1日から 平成29年11月30日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 物品の管理に関する事項 学校徴収金に関する事項
新潟商業高等学校	平成30年 2月20日	平成28年度	平成28年12月 1日から 平成29年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年 4月 1日から 平成29年11月30日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
新潟向陽高等学校	平成30年 1月31日	平成28年度	平成28年11月 1日から 平成29年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年 4月 1日から 平成29年10月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項 学校徴収金に関する事項
巻高等学校	平成30年 2月20日	平成28年度	平成28年12月 1日から 平成29年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年 4月 1日から 平成29年11月30日まで	(注意事項) 学校徴収金に関する事項
巻総合高等学校	平成30年 2月 1日	平成28年度	平成28年11月 1日から 平成29年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年 4月 1日から 平成29年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
豊栄高等学校	平成30年 2月21日	平成28年度	平成29年 1月 1日から 平成29年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年 4月 1日から 平成29年11月30日まで	同 上

新津高等学校	平成30年1月26日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
新津工業高等学校	平成30年2月1日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	同 上
新津南高等学校	平成30年2月6日	平成28年度	平成28年12月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年11月30日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 学校徴収金に関する事項
白根高等学校	平成30年2月21日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	同 上
五泉高等学校	平成30年2月1日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	(指摘事項) 生徒名表などが掲載された文化祭の企画書について、誤って別のメールアドレスに送信したものがあつた。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。
村松高等学校	平成30年2月1日	平成28年度	平成28年12月1日から 平成29年3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年11月30日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 学校徴収金に関する事項
阿賀黎明高等学校	平成30年2月6日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	(注意事項) 学校徴収金に関する事項
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	適正と認めた。
新発田高等学校	平成30年1月24日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	(指摘事項) 後援会が設置している空調設備について、冬期間は県が借り受け、保守点検費用の半額を県費から支出しているが、このことを定めた後援会との契約を平成21年度末以降更新していなかった。また、保守点検契約は後援会と受託業者との二者契約であつて、県はどちらとも契約を締結していないにもかかわらず、保守点検費用の半額を県費から受託業者に支出していた。 財務規則に基づき、空調設備の使用及び保守点検費用の負担について適切に契約締結を行われたい。
				(注意事項) 学校徴収金に関する事項
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	(注意事項) 団体徴収金に関する事項
新発田南高等学校	平成30年1月26日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	(注意事項) 県管理施設の維持管理に関する事項 業務管理に関する事項
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	適正と認めた。

新発田商業高等学校	平成30年3月5日	平成28年度	平成28年12月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年11月30日まで	同 上
村上高等学校	平成30年2月15日	平成28年度	平成28年12月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年11月30日まで	同 上
村上桜ヶ丘高等学校	平成30年2月21日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
荒川高等学校	平成30年2月2日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	同 上
阿賀野高等学校	平成30年1月30日	平成28年度	平成28年10月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	同 上
長岡高等学校	平成30年1月26日	平成28年度	平成28年12月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年11月30日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
長岡大手高等学校	平成30年2月15日	平成28年度	平成28年12月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年11月30日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
長岡向陵高等学校	平成30年2月20日	平成28年度	平成29年1月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年11月30日まで	同 上
長岡明德高等学校	平成30年2月2日	平成28年度	平成28年12月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	同 上
長岡農業高等学校	平成30年2月8日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	同 上
長岡商業高等学校	平成30年1月29日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	同 上
正徳館高等学校	平成30年1月26日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	同 上
見附高等学校	平成30年2月6日	平成28年度	平成28年12月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項

三条高等学校	平成30年2月20日	平成28年度	平成29年1月1日から 平成29年3月31日まで	(指摘事項) 平成28年10月に、生徒から徴収し事務室の金庫に保管していた模擬試験の受験料63万円が所在不明となった。当時、金庫は日中施錠していなかったこと、誰でも出し入れ可能だったこと、長期間現金を保管したことなど、現金管理が不適切だったと認められる。 平成29年2月1日付け教財第616号、教総第606号、教義第1312号、教高第1458号の財務課長、総務課長、義務教育課長、高等学校教育課長通知に基づき、学校徴収金の適正管理を徹底されたい。
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年11月30日まで	(指摘事項) PTA会費等の関係書類を誤って別の生徒に渡したものがあつた。 平成28年度において授業料関係書類の誤配付が発生したにもかかわらず、平成29年度に同様の事故が発生した。個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。
三条東高等学校	平成30年3月15日	平成28年度	平成28年12月1日から 平成29年3月31日まで	(注意事項) 学校徴収金に関する事項
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年11月30日まで	(指摘事項) 劇物について、容器に所定の表示をしていないものがあつた。 前回監査において、容器への未表示があり、注意を受けたにもかかわらず、今回も同様の不備があつた。劇物の適正な管理を徹底されたい。
新潟県央工業高等学校	平成30年1月31日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	適正と認めた。
三条商業高等学校	平成30年2月5日	平成28年度	平成28年12月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年11月30日まで	同 上
吉田高等学校	平成30年1月31日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	適正と認めた。
分水高等学校	平成30年2月1日	平成28年度	平成28年10月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年9月30日まで	同 上
加茂農林高等学校	平成30年2月5日	平成28年度	平成28年12月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年11月30日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
小千谷高等学校	平成30年2月2日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 学校徴収金に関する事項

小千谷西高等学校	平成30年1月25日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	同 上
小出高等学校	平成30年1月29日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	同 上
国際情報高等学校	平成30年1月15日	平成28年度	平成28年10月1日から 平成29年3月31日まで	(指摘事項) 個人情報に記載された指導要録について、メールアドレスを誤って送信したものがあった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年9月30日まで	適正と認めた。
六日町高等学校	平成30年2月20日	平成28年度	平成29年1月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年11月30日まで	(注意事項) 学校徴収金に関する事項
八海高等学校	平成30年3月15日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年11月30日まで	(注意事項) 学校徴収金に関する事項
塩沢商工高等学校	平成30年1月15日	平成28年度	平成28年10月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	同 上
十日町高等学校	平成30年2月21日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年9月30日まで	(注意事項) 県管理施設の維持管理に関する事項
川西高等学校	平成30年2月27日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年9月30日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
松代高等学校	平成30年2月1日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年9月30日まで	同 上
柏崎高等学校	平成30年2月28日	平成28年度	平成28年10月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	同 上
柏崎常盤高等学校	平成30年2月2日	平成28年度	平成28年12月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年11月30日まで	同 上
柏崎総合高等学校	平成30年1月31日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項

柏崎工業高等学校	平成30年1月31日	平成28年度	平成28年12月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
出雲崎高等学校	平成30年1月17日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	同 上
高田高等学校	平成30年1月18日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	(注意事項) 学校徴収金に関する事項
高田北城高等学校	平成30年2月21日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 物品の管理に関する事項
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	適正と認めた。
高田南城高等学校	平成30年1月30日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	同 上
高田農業高等学校	平成30年1月25日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	適正と認めた。
高田商業高等学校	平成30年1月22日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	(注意事項) 学校徴収金に関する事項
久比岐高等学校	平成30年3月7日	平成28年度	平成28年12月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	(指摘事項) 答案用紙1枚について、誤って紛失したものが あった。 平成28年度において答案用紙及び健康診断票に ついて紛失が発生したにもかかわらず、平成29年 度に同様の事故が発生した。個人情報の取扱いに 留意し、再発防止の徹底に努められたい。
有恒高等学校	平成30年1月30日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	同 上
安塚高等学校	平成30年1月18日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
新井高等学校	平成30年1月17日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	同 上
糸魚川高等学校	平成30年2月1日	平成28年度	平成28年10月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	同 上

糸魚川白嶺高等学校	平成30年2月23日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	(注意事項) 学校徴収金に関する事項
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項 学校徴収金に関する事項
海洋高等学校	平成30年2月15日	平成28年度	平成28年12月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年11月30日まで	同 上
佐渡高等学校	平成30年3月1日	平成28年度	平成29年1月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年11月30日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
佐渡総合高等学校	平成30年3月15日	平成28年度	平成29年1月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年12月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
村上中等教育学校	平成30年1月17日	平成28年度	平成29年1月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
柏崎翔洋中等教育学校	平成30年1月17日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	適正と認めた。
燕中等教育学校	平成30年2月27日	平成28年度	平成28年12月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年11月30日まで	同 上
津南中等教育学校	平成30年2月22日	平成28年度	平成28年10月1日から 平成29年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	適正と認めた。
直江津中等教育学校	平成30年1月11日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	(指摘事項) 保護者あての一斉メールについて、誤って他者のメールアドレスが確認できる状態で送信したため、多数のメールアドレスが流出したものがあつた。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
新潟盲学校	平成30年2月7日	平成28年度	平成28年12月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年11月30日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 学校徴収金に関する事項
新潟聾学校	平成30年2月7日	平成28年度	平成28年12月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年11月30日まで	同 上

長岡聾学校	平成30年1月26日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年9月30日まで	同 上
江南高等特別支援学校	平成30年2月6日	平成28年度	平成28年12月1日から 平成29年3月31日まで	(注意事項) 学校徴収金に関する事項
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年11月30日まで	適正と認めた。
吉川高等特別支援学校	平成30年1月31日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	同 上
村上特別支援学校	平成30年3月15日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成30年1月31日まで	(注意事項) 学校徴収金に関する事項
駒林特別支援学校	平成30年2月27日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	同 上
五泉特別支援学校	平成30年3月9日	平成28年度	平成29年2月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年12月31日まで	同 上
月ヶ岡特別支援学校	平成30年1月25日	平成28年度	平成28年12月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年11月30日まで	同 上
小出特別支援学校	平成30年2月21日	平成28年度	平成28年10月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年9月30日まで	同 上
はまなす特別支援学校	平成30年2月28日	平成28年度	平成28年10月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	同 上
高田特別支援学校	平成30年1月11日	平成28年度	平成28年10月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	同 上
佐渡特別支援学校	平成30年3月13日	平成28年度	平成29年2月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年12月31日まで	同 上
吉田特別支援学校	平成30年3月15日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成30年1月31日まで	同 上

新潟県立幼稚園	平成30年1月15日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項

(警察本部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
江南警察署	平成30年2月8日	平成28年度	平成28年12月1日から 平成29年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 交通事故に関する事項
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年11月30日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
村上警察署	平成30年2月16日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年9月30日まで	同上
胎内警察署	平成30年2月28日	平成28年度	平成28年10月1日から 平成29年3月31日まで	(指摘事項) 公務中における職員の交通事故があり、相手方に全治6か月の負傷をさせるなどして829,701円の損害賠償をしたほか、公用車の修理費として316,445円支出したものがあつた。 県民の交通事故防止を担う警察として、職員の安全運転の徹底に努められたい。
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年8月31日まで	適正と認めた。
新発田警察署	平成30年3月14日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	(注意事項) 業務管理に関する事項
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年12月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項
新潟北警察署	平成30年2月14日	平成28年度	平成28年12月1日から 平成29年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年11月30日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
阿賀野警察署	平成30年2月1日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	同上
津川警察署	平成30年1月26日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
五泉警察署	平成30年1月30日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	適正と認めた。
新潟南警察署	平成30年1月15日	平成28年度	平成28年12月1日から 平成29年3月31日まで	同上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項

西蒲警察署	平成30年2月27日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	(注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
燕警察署	平成30年3月2日	平成28年度	平成29年2月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年12月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
三条警察署	平成30年2月20日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項
長岡警察署	平成30年2月16日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
与板警察署	平成30年2月2日	平成28年度	平成28年12月1日から 平成29年3月31日まで	適正と認めた。
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年11月30日まで	同 上
小出警察署	平成30年1月29日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	同 上
南魚沼警察署	平成30年2月15日	平成28年度	平成28年12月1日から 平成29年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年11月30日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
柏崎警察署	平成30年2月21日	平成28年度	平成28年12月1日から 平成29年3月31日まで	(指摘事項) 公務中における職員の交通事故で、相手方に 297,000円の損害賠償をしたほか、公用車を使用 不能としたものがあつた。 県民の交通事故防止を担う警察として、職員の 安全運転の徹底に努められたい。
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年11月30日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項
妙高警察署	平成30年1月22日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	適正と認めた。
糸魚川警察署	平成30年2月1日	平成28年度	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで	同 上
		平成29年度	平成29年4月1日から 平成29年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項

<p>佐渡東警察署</p>	<p>平成30年 1月24日</p>	<p>平成28年度 平成29年度</p>	<p>平成29年 1月 1日から 平成29年 3月31日まで 平成29年 4月 1日から 平成29年10月31日まで</p>	<p>適正と認めた。</p> <p>(指摘事項) 公務中における職員の交通事故があり、相手方に2,116,379円の損害賠償をしたほか、公用車の修理費として531,132円支出したものがあつた。 県民の交通事故防止を担う警察として、職員の安全運転の徹底に努められたい。</p> <p>(注意事項) 収入事務手続に関する事項</p>
---------------	--------------------	--------------------------	---	---